

## 言論NPOの会員になるための「拠出金」について

言論NPOへの「拠出金」は、全額寄付金として取り扱われるため、本年度から、税額控除の対象になります。

言論NPOでは、年間一口10万円の「拠出金」をいただいた方をメンバー（基幹会員）として、また年間一口2万円の「拠出金」をいただいた方を一般会員として、それぞれ活動に参加していただいております。この「拠出金」は全額寄付金として取り扱われるため、平成23年分からは税額控除の対象となります。

- ◆ 言論NPOは、免税団体の認定NPO法人です
- ◆ 言論NPOへの「拠出金」は、全額寄付金として扱われます
- ◆ 本年度より、言論NPOへの「拠出金」から2千円を差し引いた金額の最大50%※が、税額控除の対象となります ※: 所得税と住民税を併せた場合

NPO法改正案が2011年に可決・成立しました。これに伴い、認定NPO法人への寄付金はこれまでの「所得控除」から「税額控除」が導入されることになりました。改正案では、認定NPO法人への寄付金年間合計額から2千円を差し引いた金額の40%が所得税から控除されます。お住まいの地方公共団体によってはさらに10%が住民税から控除され、併せると最大で50%の税額控除となります。

この結果、言論NPOの会員になるための「拠出金」についても、税額控除が適用されることとなります。

たとえば・・・ \*こちらは住民税の税額控除が適用される場合の例となります

### メンバー（基幹会員）の場合 「拠出金」一口10万円／年

税額控除の額は・・・

$$(10 \text{ 万円} - 2,000 \text{ 円}) \times 50\% = 49,000 \text{ 円} \quad \text{* 所得税と住民税を併せた額}$$

確定申告をすると、所得税と住民税から合計 **49,000 円** が控除されます

### 一般会員の場合 「拠出金」一口2万円／年

税額控除の額は・・・

$$(2 \text{ 万円} - 2,000 \text{ 円}) \times 50\% = 9,000 \text{ 円} \quad \text{* 所得税と住民税を併せた額}$$

確定申告をすると、所得税と住民税から合計 **9,000 円** が控除されます

詳しくは、言論NPO事務局 03-6262-8772) までお問い合わせください